

令和元年度 所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設 ケアセンターピオトープ

平成24年の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者の健康や安心に繋げていきたいと考えております。今後もホームページにて当該算定の算定状況を報告いたします。

算定条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対する治療管理として、投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、ひと月に連続しない1日を7回算定することは認められない。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ) 肺炎
 - ロ) 尿路感染症
 - ハ) 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
4. 算定する場合にあたっては、診断名・診断をおこなった日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診断記録に記載しておくこと。
5. 当該加算算定開始後は、治療の実施状況について公開することとする。公開にあたっては、介護サービス情報の公開制度を活用する等により、前年度も該当加算の算定状況を報告すること。

〇2019年4月 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況

治療期間：2019年4月1日～4月30日

病名	人数	日数	治療内容
肺炎	2	9	点滴・投薬
尿路感染症	1	5	注射・投薬
带状疱疹			

〇2019年5月 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況

治療期間：2019年5月1日～5月31日

病名	人数	日数	治療内容
肺炎	1	4	点滴・投薬
尿路感染症			
带状疱疹			

〇2019年6月 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況

治療期間：2019年6月1日～6月30日

病名	人数	日数	治療内容
肺炎	2	14	注射・投薬
尿路感染症			
带状疱疹			

○2019年7月 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況

治療期間：2019年7月1日～7月31日

病名	人数	日数	治療内容
肺炎	2	14	点滴・注射・投薬
尿路感染症			
带状疱疹			

○2019年8月 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況

治療期間：2019年8月1日～8月31日

病名	人数	日数	治療内容
肺炎			
尿路感染症			
带状疱疹			

○2019年9月 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況

治療期間：2019年9月1日～9月30日

病名	人数	日数	治療内容
肺炎			
尿路感染症			
带状疱疹			

○2019年10月 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況

治療期間：2019年10月1日～10月31日

病名	人数	日数	治療内容
肺炎			
尿路感染症			
带状疱疹			

○2019年11月 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況

治療期間：2019年11月1日～11月30日

病名	人数	日数	治療内容
肺炎	1	6	点滴・注射・投薬
尿路感染症			
带状疱疹			

○2019年12月 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況

治療期間：2019年12月1日～12月31日

病名	人数	日数	治療内容
肺炎			
尿路感染症			
带状疱疹			

○2020年1月 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況

治療期間：2020年1月1日～1月31日

病名	人数	日数	治療内容
肺炎			
尿路感染症			
带状疱疹			

○2020年2月 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況

治療期間：2020年2月1日～2月28日

病名	人数	日数	治療内容
肺炎			
尿路感染症			
带状疱疹			

○2020年3月 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況

治療期間：2020年3月1日～3月31日

病名	人数	日数	治療内容
肺炎	3	19	点滴・注射・投薬
尿路感染症			
带状疱疹			